

## 地域公共交通維持のための支援の拡充を求める意見書

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤です。国の法制度として交通政策基本法、地域公共交通地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつあります。

一方で、地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めがかかっておらず、企業努力も限界に達しています。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買物弱者」など地域コミュニティの崩壊、わが国の経済力の相対的立場の低下、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっています。

欧米では公共交通に対する公的補助は経営の問題よりも持続可能な都市政策として正当化されており、補助金の割合が50%を超えるケースも多く見られ、公共交通の利便性を向上させています。

公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域や経済社会をつくっていくためにも、公共交通に対する財政支援の拡充が求められます。

よって本議会は、地域公共交通維持・拡充のため、国の財政支援措置の拡充を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月23日

北海道根室市議会

送付先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣